

## 令和五年内閣府令第四十四号

内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の四第一項及び第十二条の五第四項第一号並びに関係法令の規定に基づき、内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則を次のように定める。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の準用）

第一条 国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第十二条の四第一項の場合における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条 特定地域型保育を 第二十七号	特定地域型保育（特定満三歳以上保育認定地域型保育（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）以下「特区法」という。）第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する特定満三歳以上保育認定地域型保育をいう。）を除く。）を	
第三十七号（事業所内保育事業を行う 事業所）にあっては、 満一歳	（特区法第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所）にあっては法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員として、満一歳	
第三十九号 満三歳未満保育認定子ども （特定満三歳以上保育認定者（以下「国家戦略特別区域特定小規模保育事業者」という。）から特定地域型保育を受ける場合を除き、特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）	満三歳未満保育認定子ども（特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する国家戦略特別区域特定小規模保育事業（以下この項において「国家戦略特別区域特定小規模保育事業所」という。）における利用の申込みに係る満三歳未満保育認定子ども及び満三歳以上保育認定子ども（特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）並びに当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所を現に利用している満三歳未満保育認定子ども及び満三歳以上保育認定子どもの総数）が	総数（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者）にあっては、法第十九条第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもごとの当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業者に係る特定地域型保育事業所（以下この項において「国家戦略特別区域特定小規模保育事業所」という。）における利用の申込みに係る満三歳未満保育認定子ども（特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する満三歳以上保育認定子どもを含む。）に
第四十号 法第五十四条第一項 第一項	特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第五十四条第一項	
第四十号 満三歳未満保育認定子ども 第二項	満三歳未満保育認定子ども（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者に係る特定地域型保育事業を利用しようとする満三歳以上保育認定子どもを含む。）	
第四十一号 満三歳未満保育認定子ども 条	満三歳未満保育認定子ども（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者から特定地域型保育を受ける満三歳以上保育認定子どもを含む。次条第一項第一号、第四十七条第一項及び第二項並びに第四十九条第二項において同じ。）	
第四十二号 事項 条第一項	事項（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者が満三歳以上の各年齢の定員を設定する場合）にあっては、第一号及び第二号に掲げる事項）	
第四十二号 特定地域型保育事業者 条第九項	特定地域型保育事業者（満三歳以上の各年齢の定員を設定する国家戦略特別区域特定小規模保育事業者を除く。）	
第五十号 満三歳未満保育認定子ども に限り、特定満三歳以上保 育認定子どもを除く。	満三歳未満保育認定子ども（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者から特定地域型保育を受ける満三歳以上保育認定子どもを含む。）に限り、国家戦略特別区域特定小規模保育事業者から特定地域型保育を受ける場合を除き特定満三歳以上保育認定子どもを除く。	
第五十一号 場合にあつては、当該特定 条第二項 利用地域型保育	場合又は特定満三歳以上保育認定地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育又は当該特定満三歳以上保育認定地域型保育	
第三十七号第二項	内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則（令和五年内閣府令第四十四号）第一条第一項の規定により読み替えて適用する第三十七条第二項	

2 法第十二条の四第一項の場合における子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十六法第二十九条第二項の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。）第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第二項の規定に基づき、満三歳つき、満三歳未満保育認定地域型保育又は特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する特定満三歳以上保育認定地域未滿保育認定地域型保育	育
第三十九法第四十三条第一項	特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項
第三十九小学校就学前子ども数	小学校就学前子ども数（特区法第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業（以下「国家戦略特別区域小規模保育事業」という。）を行う地域型保育事業所にあつては、法第十九条第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子ども数（同号に掲げる小学校就学前子ども数）に、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもを併せて適用する法第四十五条第二項の規定により読み替えて適用する法第四十五条第二項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。）
第三十九法第四十五条第二項の特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第四十五条第二項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する満三歳以上保育認定子ども	保育認定子ども
第四十条小学校就学前子ども数	小学校就学前子ども数（国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所にあつては、法第十九条第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子ども数（同号に掲げる小学校就学前子ども数）に、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもを併せて適用する法第二十九条第一項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。）
第四十一区分	区分（国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所にあつては、法第十九条第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子ども数（同号に掲げる小学校就学前子ども数）に、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもを併せて適用する法第二十九条第一項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。）
条第三項	（法第十二条の五第四項第一号の内閣府令で定める者）

第二条 法第十二条の五第四項第一号の内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により国家戦略特別区域限定保育士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（試験の科目）

第三条 国家戦略特別区域限定保育士試験は、筆記試験及び実技試験によつて行い、実技試験は、筆記試験の全てに合格した者について行ふ。

2 筆記試験は、次の科目について行ふ。

- 一 保育原理
  - 二 教育原理及び社会的養護
  - 三 子ども家庭福祉
  - 四 社会福祉
  - 五 保育の心理学
  - 六 子どもの保健
  - 七 子どもの食と栄養
  - 八 保育実習理論
- 3 実技試験は、保育実習実技について行ふ。
- 4 都道府県知事は、当該都道府県知事が実施する講習であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものを修了した者に対しては、実技試験の全部を免除することができる。
- 一 講習の時間数は、二十七時間以上とすること。
  - 二 講習を実施するのに必要な講師及び施設を有すること。
  - 三 講師は、次のいずれかに該当する者であること。
    - イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において、児童の保護、保健若しくは福祉に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者
    - ロ 都道府県知事がイに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者
  - 四 第二項各号に掲げる筆記試験の全てに合格した者（第九条の規定により読み替えて適用する児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第六条の十一の規定により筆記試験の受験を免除されている者を含む。）であつて、同一の回の国家戦略特別区域限定保育士試験における実技試験を受験していないものであることを受講の資格とすること。
  - 五 講習を終了した者に対して、課程修了の認定を適切に行ふこと。

（指定の申請）

第四条 国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号。以下「令」という。）第七条第二項に規定する指定試験機関の指定（同条第一項に規定する指定をいう。次項第四号において同じ。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 名称及び主たる事務所の所在地
- 二 試験事務（令第七条第一項に規定する試験事務をいう。以下この条において同じ。）を行おうとする事務所の名称及び所在地
- 三 試験事務のうち、行おうとするものの範囲

四 試験事務を開始しようとする年月日  
 二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
 一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録（申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

五 試験事務に従事する役員の氏名及び略歴を記載した書類

六 現に行っている業務の概要を記載した書類

七 試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

（検査証書）

第五条 法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の十六第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書は、第一号様式によるものとする。

（登録手続）

第六条 令第九条において準用する児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。次条及び第八条において「準用児童福祉法施行令」という。）第十六条の申請書は、第二号様式によるものとする。

（国家戦略特別区域限定保育士登録証）

第七条 都道府県知事は、準用児童福祉法施行令第十六条の申請があつたときは、申請書の記載事項を審査し、当該申請者が国家戦略特別区域限定保育士となる資格を有すると認めるときは、国家戦略特別区域限定保育士登録簿に登録し、かつ、当該申請者に第三号様式による国家戦略特別区域限定保育士登録証を交付する。

2 都道府県知事は、前項の審査の結果、当該申請者が国家戦略特別区域限定保育士となる資格を有しないと認めるときは、理由を付し、同項の申請書を当該申請者に返却する。

（書換え交付等の申請書の様式）

第八条 準用児童福祉法施行令第十七条第二項の申請書は、第四号様式によるものとし、準用児童福祉法施行令第十八条第二項の申請書は、第五号様式によるものとする。

（児童福祉法施行規則の準用）

第九条 児童福祉法施行規則第一章の四（第六条の二の二から第六条の八まで、第六条の十、第六条の十七及び第六条の三十一から第六条の三十三までを除く。）の規定は、国家戦略特別区域限定保育士について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条の九、第六条の十一第三項、保育士試験		国家戦略特別区域限定保育士試験
第六条の十二、第六条の十三、第六条の十四第二項及び第六条の三十七		国家戦略特別区域限定保育士試験
第六条の十一第一項	前条第二項各号	内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則（令和五年内閣府令第四十四号。以下「特区法施行規則」という。）第三条第一項各号
第六条の十一第二項から第四項まで	国家戦略特別区域限定保育士試験	特区法施行規則第三条第二項各号
第六条の十四第一項及び第六条の二十六第二項	保育士試験の 前条第二項各号	国家戦略特別区域限定保育士試験の 特区法施行規則第三条第二項各号
第六条の十五	令第六条	国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号。以下「特区法施行令」という。）第九条において準用する令第六条
第六条の十六	法第十八条の九第一項	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の九第一項
第六条の十九	により指定試験機関 法第十八条の十第一項（法第十八条の十一第一項の規定により保育士試験委員	により同項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。） 特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の十第一項（特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の十一第二項の規定により国家戦略特別区域限定保育士試験委員
第六条の二十第一項	法第十八条の十三第一項前段	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の十三第一項前段
第六条の二十第二項	法第十八条の十三第一項後段	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の十三第一項後段
第六条の二十一	法第十八条の十三第一項	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の十三第一項
第六条の二十二	令第八条	特区法施行令第九条において準用する令第八条
第六条の二十三第一項	法第十八条の十四前段	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の十四前段

第六條の二十三第二項	法第十八條の十四後段	特区法第十二條の五第八項において準用する法第十八條の十四後段
第六條の二十六第一項	法第十八條の九第一項	特区法第十二條の五第八項において準用する法第十八條の九第一項
第六條の二十八	令第十一條	特区法施行令第九條において準用する令第十一條
第六條の二十九	令第十一條	特区法施行令第九條において準用する令第十一條
	令第十二條	特区法施行令第九條において準用する令第十二條
	令第十四條	特区法施行令第九條において準用する令第十四條
第六條の三十	法第十八條の十八第一項	特区法第十二條の五第八項において準用する法第十八條の十八第一項
第六條の三十第三号	法第十八條の六各号のいずれに該当するかの特 別及び当該要件に該当するに至つた	特区法第十二條の五第五項の規定により国家戦略特別区域限定保育士となる資格を有することとなつた
第六條の三十第四号	法第十八條の二十の二第一項	特区法第十二條の五第八項において準用する法第十八條の二十の二第一項
第六條の三十四	登録証	国家戦略特別区域限定保育士登録証
第六條の三十四第二号及び第六條の三十四の二	法第十八條の五各号	特区法第十二條の五第四項各号
第六條の三十四の二	第十八條の十九第一項第二号若しくは第三号 法第十八條の二十一若しくは法第十八條の二十一 十二	特区法第十二條の五第八項において準用する法第十八條の十九第一項第二号若しくは第三号 特区法第十二條の五第八項において準用する法第十八條の二十一若しくは法第十八條の二十一
第六條の三十五	法第十八條の十九第一項	特区法第十二條の五第八項において準用する法第十八條の十九第一項
第六條の三十六	法第十八條の十九第一項 令第十七條第一項	特区法第十二條の五第八項において準用する法第十八條の十九第一項 特区法施行令第九條において準用する令第十七條第一項
	保育士登録簿	国家戦略特別区域限定保育士登録簿

(読替規定)

第十條 法第十二條の五第十二項の規定により試験実施指定都市の長が国家戦略特別区域限定保育士試験を行う場合における第三條第四項、第四條第一項、第七條及び前條の規定の適用については、第三條第四項、第四條第一項及び第七條中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、前條中「次の」とあるのは「同令第六條の九第四号中「都道府県知事」とあるのは「特区法第十二條の五第十二項に規定する試験実施指定都市（以下単に「試験実施指定都市」という。）の長」と、同令第六條の十一から第六條の十六まで、第六條の十八から第六條の二十まで、第六條の二十三、第六條の二十五から第六條の二十九まで及び第六條の三十四から第六條の三十六まで中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、同令第六條の二十六第一項中「都道府県」とあるのは「試験実施指定都市」と読み替へるものとするほか、次の」とする。

(試験実施指定都市における試験実施)

第十一條 試験実施指定都市の長は、当該試験実施指定都市の長の管轄区域を管轄する都道府県知事が保育士試験を年二回以上行う場合又は国家戦略特別区域限定保育士試験を行う場合を除き、法第十二條の五第十二項の規定により認定区域計画に法第八條第二項に掲げる事項として、当該都道府県知事と当該試験実施指定都市の長の合意により期間を定めて当該試験実施指定都市の長が国家戦略特別区域限定保育士試験を行う旨が定められているときは、国家戦略特別区域限定保育士試験を実施するものとする。  
(令第十二條の内閣府令で定める事項)

第十二條 令第十二條の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍）
- 三 国家戦略特別区域限定保育士となる資格を有することとなつた年月

附則

(施行期日)

第一條 この府令は、令和五年四月一日から施行する。

(内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則の廃止)

第二條 内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十七年内閣府令第四十九号）は、廃止する。

(経過措置)

第三條 この府令の施行の際現にあることも家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和五年厚生労働省令第四十八号）第五十四條の規定による改正前の厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年厚生労働省令第三十三号。以下「旧規則」という。）に基づく第一号様式、第二号様式、第三号様式、第四号様式及び第五号様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による様式によるものとみなす。

2 この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

- 3 第九条において準用する児童福祉法施行規則第六条の三十四号の規定は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の行為により法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法第十八条の二十の二第一項各号に該当する者について適用し、施行日前の行為により同項各号に該当する者については、適用しない。
- 4 第二号様式は、施行日以後に提出される登録の申請書について適用し、施行日前に提出された登録の申請書については、旧規則に基づく第二号様式を使用するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、施行日前の行為により法第十二条の五第四項（第一号を除く。）又は法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法第十八条の二十の二第一項各号に該当する者の登録の申請書については、旧規則に基づく第二号様式を使用するものとする。
- 6 児童福祉法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年厚生労働省令第六十四号。以下「改正省令」という。）の施行前に、改正省令による改正前の厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則第一条の二第二項第三号に掲げる科目に合格した者は、その合格の年に第三条第二項第三号に掲げる科目に合格したものとみなす。

第一号様式（第五条関係）

表 縦十センチメートル  
横八センチメートル

証 明 書  
第 号 令和 年 月 日交付

所 属  
職 氏 名

都 道 府 県 知 事  
( 市 長 )  
印

裏  
右の者は、国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法第十八条の十六の規定による質問又は立入検査をする職権を行う者であることを証明する。

児童福祉法（抄）

第十八条の十六 都道府県知事は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定試験機関に対し、報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは指定試験機関の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

③ 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

国家戦略特別区域法（抄）

第十二条の五（略）

257（略）

8 児童福祉法第一章第七節（第十八条の四から第十八条の七まで、第十八条の八第一項及び第二項並びに第十八条の二十二を除く。）及び第四十八条の三第二項の規定は、国家戦略特別区域限定保育士について準用する。この場合において、次の表の二欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。


9519（略）

第二号様式（第六条関係）

国家戦略特別区域限定保育士登録申請書														
フリガナ											性別		□ 男 □ 女	
氏名	(姓)					(名)								
	(旧姓)													
通称名														
生年月日	□ 明治 □ 大正		□ 昭和 □ 平成		年	月	日	本籍地 (外国籍の場合は、その国籍)			都道府県	本籍地 コード		
フリガナ														
連絡先住所	都道府県													
郵便番号				電話番号										
試験に合格した年月	□ 平成		□ 令和		年	月								
合格通知番号														
その他	<input type="checkbox"/> 精神の機能の障害により国家戦略特別区域限定保育士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 <input type="checkbox"/> 禁錮以上の刑に処せられた者 <input type="checkbox"/> 国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第12条の5第15項若しくは第17項から第19項までの規定又は児童福祉法の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 法第12条の5第8項において準用する児童福祉法第18条の19第1項第2号若しくは第3号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して3年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 児童福祉法第18条の19第1項第2号若しくは第3号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して3年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 児童福祉法第18条の20の2第1項に規定する特定登録取消者に該当する者													
<p>私は、国家戦略特別区域限定保育士の登録を受けたいので、上記事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事実を隠蔽していないことを誓い、国家戦略特別区域法施行令第9条において準用する児童福祉法施行令第16条の規定に基づき申請します。</p> <p>年 月 日 都道府県知事 (市長) 殿</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p>														

- 備考 1 国家戦略特別区域限定保育士の登録を受けようとする場合には、所定の手続により手数料を納付すること。  
 2 該当する□は、レと記入すること。  
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 第三号様式（第七条第一項関係）

国家戦略特別区域限定保育士登録証 本籍地都道府県（国籍） 氏 名 生年月日 登録番号 登録年月日 年 月 地域限定試験合格	
国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）の国家戦略特別区域限定保育士として登録したことを証する。	
登録の日から起算して3年を経過した日以後においては、この証明書は児童福祉法（昭和22年法律第164号）の保育士登録証とみなす。	
年 月 日	
都道府県知事 （市長）	
	
（日本産業規格A4）	

- 備考 1 登録の申請時等に旧姓又は通称名の併記の希望があった場合には、氏名と併せて記載する。
- 2 特定登録取消者（児童福祉法第18条の20の2第1項に規定する特定登録取消者をいう。）であって、同項の規定による保育士の登録を受けた者に該当するときは「（児童福祉法第18条の20の2第1項の規定による登録）」を「登録年月日」の下部に記載する。



## 第四号様式（第八条関係）

<p>国家戦略特別区域限定保育士登録証書換え交付申請書</p> <p>住 所 登録年月日 登録番号 (フリガナ) 氏 名</p> <p style="text-align: right;">生年月日</p> <p>国家戦略特別区域法第12条の5第8項において準用する児童福祉法第18条の18第1項の登録事項に下記のとおり変更がありましたので、国家戦略特別区域法施行令第9条において準用する児童福祉法施行令第17条第1項の規定に基づき、書換え交付を申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">登録事項</th> <th style="width: 20%;">変更前</th> <th style="width: 20%;">変更後</th> <th style="width: 20%;">変更の年月日</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>年 月 日 都道府県知事 (市長) 殿</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p>					登録事項	変更前	変更後	変更の年月日	備考					
登録事項	変更前	変更後	変更の年月日	備考										

- 備考 1 国家戦略特別区域限定保育士登録証の訂正を受けようとする場合には、所定の手続により手数料を納付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 3 国家戦略特別区域限定保育士登録証及び変更事項を証明できる書類を添付すること。

## 第五号様式（第八条関係）

<p>国家戦略特別区域限定保育士登録証再交付申請書</p> <p>住 所 登録年月日 登録番号 (フリガナ) 氏 名 (旧 姓) (通称名)</p> <p style="text-align: right;">生年月日</p> <p>国家戦略特別区域法施行令第9条において準用する児童福祉法施行令第18条第1項の規定に基づき、下記の理由により再交付を申請します。 (理由)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%;"></div> <p>年 月 日 都道府県知事 (市長) 殿</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p>	
---	--

- 備考 1 申請する場合には、所定の手続により手数料を納付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 3 国家戦略特別区域限定保育士登録証を紛失した場合を除き、国家戦略特別区域限定保育士登録証を添付すること。